

別紙1 介護報酬・基準

(令和6年6月1日より)

1. 通所介護（要介護1～要介護5の方）

1) 介護報酬1単位当たりの単価

1単位：10.27円	国家公務員の地域手当に準じた地域区分で、宇都宮市は「6級地」となっています。
------------	--

2) 介護保険サービス利用料(7～8時間)

		保険サービス利用料 (単位/日)				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護対象 保険利用 給料 付金	①基本料金	658	777	900	1,023	1,148
	②入浴加算 I	40	40	40	40	40
	③介護職員等処遇改善加算 I	(基本利用料+加算)×9.2%				
	④サービス提供体制強化加算 I	1回につき22単位				
	⑤科学的介護推進体制加算	40単位/月				

*③の介護職員等処遇改善加算 I は、介護職員の雇用と人材確保を目的に、基本サービス費に各種加算を加えた1か月当たりの総単位数に、加算率を乗じた単位数をご負担いただきます。

*④のサービス提供体制強化加算 I は①介護職員総数のうち介護福祉士が70%以上。②介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であること。①②のいずれかに該当する場合に算定される加算です。

3) 介護保険給付対象外利用料金

項目	金額	備考
①昼食代	580円	食材費・調理費等相当の費用
②おやつ代	70円	食材費・調理費等相当の費用
③おむつ代	30円	尿取りパット1枚
	150円	紙おむつ1枚
	220円	パンツ型紙おむつ1枚
④通常事業実施区域外の送迎	1kmあたり 20円	宇都宮市、日光市(一部)以外にお住まいの方が対象です。
⑤サービス取消料	350円	サービス利用当日の取消しの場合は、サービス取消料がかかる場合があります。 * サービス利用当日の午前8時20分までに、ご連絡ください。
⑥その他の日常生活費	実費相当を いただく場合 があります。	ご希望により、教養娯楽として日常生活を提供する場合(例: サービス提供の一環として、実施するクラブ活動や行事等の材料費等)です。
⑦サービス提供とは区分される費用	実費相当を いただく場合 があります。	サービス提供とは区別されるものです。例えば、行事等写真の焼増・現像代等です。

(令和6年6月1日より)

別紙2 介護報酬・基準

1. 第1号通所事業（要支援1、要支援2の方）

1) 介護報酬1単位当たりの単価

1単位：10.27円	国家公務員の地域手当に準じた地域区分で、宇都宮市は「6級地」となっています。
-------------------	--

2) 介護保険サービス利用料（7～8時間）

		保険サービス利用料（単位/月）		
		要支援1	要支援2	
介護保険 利用料 給付金	① 共通のサービス（基本料金）	1,798	3,621	
	② 選択的サービス （各種加算）	(ア) 運動器機能向上加算	225	225
		(イ) 口腔機能向上加算Ⅰ	150	150
	③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(基本料金＋加算)×9.2%	(基本料金＋加算)×9.2%	
	④ サービス提供体制強化加算Ⅰ	88単位	176単位	
	⑥ 科学的介護推進体制加算	40単位/月		

* (ア) の運動器機能向上加算は、個別の運動器機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をした場合に加算されます。

* (イ) の口腔機能向上加算は、個別の口腔機能改善のための実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をした場合に加算されます。

* 介護職員等処遇改善加算Ⅰは、介護職員の雇用と人材確保を目的に、基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月当たり総単位数に、加算率乗じた単位数をご負担いただきます。

* ④ サービス提供体制強化加算Ⅰは①介護職員総数のうち介護福祉士が70%以上、②介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であること。①②のいずれかに該当する場合に算定される加算です。

3) 介護保険給付対象外利用料金

項目	金額	備考
① 昼食代	580円	食材費・調理費等相当の費用
② おやつ代	70円	食材費・調理費等相当の費用
③ おむつ代	30円	尿取りパット1枚
	150円	紙おむつ1枚
	220円	パンツ型紙おむつ1枚
④ 通常事業実施区域外の送迎費	1kmあたり20円	宇都宮市、日光市（一部）以外にお住まいの方が対象です。
⑤ その他の日常生活費	実費相当を いただく場合 があります。	ご希望により身の回り品として、日常生活に必要なものを提供する場合やご希望により教養娯楽として日常生活を提供する場合（例：サービス提供の一環として、実施するクラブ活動や行事等の材料費等）です。
⑥ サービス提供とは区分される費用	実費相当を いただく場合 があります。	サービス提供とは区別されるものです。例えば、行事等写真の焼増・現像代等です。

